様式第１号

総合効率化計画認定申請書

令和○○年○○月○○日

国土交通大臣

農林水産大臣　殿

（代表申請者）

所　在　地　東京都江東区有明○丁目○番○号

名　　　称　凸凹運輸株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　凸凹 太郎

（共同申請者）

所　在　地　埼玉県所沢市山口○丁目○番○号

名　　　称　○×食品株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　○× 一郎

（共同申請者）

所　在　地　東京都渋谷区千駄ヶ谷○丁目○番○号

名　　　称　△△貨物鉄道株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　△△ 一雄

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の総合効率化計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．流通業務総合効率化事業を実施する者の概要

（１）流通業務を実施する者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| 凸凹運輸（株）（法人番号：0000000000000） | 東京都江東区有明○丁目○番○号 | 凸凹太郎 | 5,000万円 | 150人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 久喜営業所 | 〒000-0000埼玉県久喜市河原井町○番○号 | 電話00-0000-0000FAX 00-0000-0000 |
| 鹿児島営業所 | 〒000-0000鹿児島県鹿児島市鴨池新町○丁目○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| ○×食品（株）（法人番号：0000000000000） | 埼玉県所沢市山口○丁目○番○号 | ○×一郎 | 5億円 | 300人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 久喜倉庫 | 〒000-0000埼玉県久喜市河原井町○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |
| 鹿児島営業所 | 〒000-0000鹿児島県鹿児島市鴨池新町○丁目○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| △△貨物鉄道（株）（法人番号：0000000000000） | 東京都渋谷区千駄ヶ谷○丁目○番○号 | △△一雄 | 100億円 | 5,000人 |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
| 東京営業所 | 〒000-0000東京都渋谷区千駄ヶ谷○丁目○番○号 | 電話000-000-0000FAX 000-000-0000 |

（２）特定流通業務施設を整備する者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| （法人番号： ） |  |  |  |  |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|  |  |  |

（３）その他

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　事業者名 | 本社所在地 | 代表者名 | 資本金 | 従業員数 |
| （法人番号： ） |  |  |  |  |
| 営業所の名称 | 営業所所在地 | 連絡先 |
|  |  |  |

２．流通業務総合効率化事業の目標

現在、○×食品（株）の缶詰は○×食品（株）の久喜倉庫（自社倉庫）に保管されている。鹿児島県への缶詰の輸送及びパレットの返送は主に凸凹運輸（株）が10tトラックで行っているが、長距離の運転がネックとなり、ドライバーの定着率が低くなっている。また、長距離のトラック輸送に伴う多量のCO2が排出されており、これについても課題となっている。このため、凸凹運輸（株）は○×食品（株）から、モーダルシフト等による安定したトラックドライバーの確保及びCO2排出量の削減を求められていた。

今般、○×食品（株）と凸凹運輸（株）は、△△貨物鉄道（株）とも連携し、缶詰の輸送及びパレットの返送について鉄道貨物輸送へ転換することとした。併せて、○×食品（株）と凸凹運輸（株）は協議の上、従来のリードタイムを見直し出荷頻度を下げることで、積載率の向上を図ることとした。

以上の取組により、CO2排出量を約85%削減、トラックによる輸送量をトンキロベースで約97%削減・鉄道貨物輸送へ転換、トラックドライバーの本事業に係る労働時間を約94%削減することを目標とする。

３．流通業務総合効率化事業の内容

（１）取扱品目

　　缶詰、パレット

（２）一体的に行う流通業務の種類

　　保管、荷さばき、流通加工：○×食品（株）

　　輸送：凸凹運輸（株）、△△貨物鉄道（株）

（３）流通業務の処理の内容

1. 現行

現在、○×食品（株）の缶詰、パレットを凸凹運輸（株）が以下のように輸送している。

1. 缶詰

○×食品（株）が同社久喜倉庫（埼玉県久喜市）で保管、荷さばき、外装の手直し等の流通加工を行っている缶詰を、凸凹運輸（株）が○×食品（株）鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）へ10tトラックで年間250回程度輸送をしている。

1. パレット

パレットは○×食品（株）鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）で保管され、一定量がたまった後、凸凹運輸（株）が10tトラックで年間50回程度返送をしている。

1. 計画（別紙概略図参照）
2. 缶詰

○×食品（株）が同社久喜倉庫（埼玉県久喜市）で保管、荷さばき、外装の手直し等の流通加工を行っている缶詰を、凸凹運輸（株）が委託を受け、△△貨物鉄道（株）による鉄道輸送を利用し、○×食品（株）鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）へ31ftコンテナを使用し年間150回程度輸送を行う。

1. パレット

パレットは○×食品（株）鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）で保管され、一定量がたまった後、凸凹運輸（株）が委託を受け、△△貨物鉄道（株）による鉄道輸送を利用し、○×食品（株）久喜倉庫（埼玉県久喜市）へ31ftコンテナを使用し年間12回程度輸送を行う。

※　トラックターミナル事業を実施する場合にあってはトラックターミナルの位置、規模及び構造（7．で記載する場合を除く。）を、貨物軌道事業を実施する場合にあっては軌道及び停留場の位置を明確に記載すること。

　　（チェック欄）

|  |  |
| --- | --- |
| 流通業務総合効率化事業の実施にあたり、独占禁止法に抵触しない旨を確認し、右欄にチェック（✓）してください。 | ✓ |

※　競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持若しくは引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うこと等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として独占禁止法に違反することになる（流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号）第6,9）。

（４）倉庫業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

　　　事業者名：凸凹運輸（株）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
| 第一種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 第二種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 一般貨物自動車運送事業 | あり | なし | あり |
| 貨物軽自動車運送事業 | あり | あり | － |
| 貨物運送一般旅客定期航路事業 | なし | なし | － |
| 貨物鉄道事業 | なし | なし | － |
| 貨物軌道事業 | なし | なし | － |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | － |
| 倉庫業 | なし | なし | － |

　　※一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可等については、別途事業法に基づき申請中（令和○○年○月○日付申請）

　　　事業者名：○×食品（株）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
| 第一種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 第二種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 一般貨物自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物軽自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物運送一般旅客定期航路事業 | なし | なし | － |
| 貨物鉄道事業 | なし | なし | － |
| 貨物軌道事業 | なし | なし | － |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | － |
| 倉庫業 | なし | なし | － |

　　　事業者名：△△貨物鉄道（株）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 該当の有無 | 許可又は登録の有無 | 変更認可等の必要の有無 |
| 第一種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 第二種貨物利用運送事業 | なし | なし | － |
| 一般貨物自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物軽自動車運送事業 | なし | なし | － |
| 貨物運送一般旅客定期航路事業 | なし | なし | － |
| 貨物鉄道事業 | あり | あり | － |
| 貨物軌道事業 | なし | なし | － |
| トラックターミナル事業 | なし | なし | － |
| 倉庫業 | なし | なし | － |

４．流通業務総合効率化事業の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年　　　月 | 備 考 |
| 業務処理実施スケジュール（試行、本格稼動） | 試行：令和○○年○○月本格稼動：令和○○年○○月 |  |

５．流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 自己資金 | 補助金 | 公的機関からの借入れ | 民間機関からの借入れ | 合　計 |
|  |  |
|  |
| 土　地 |  |  |  |  |  |  |
| 建　物 |  |  |  |  |  |  |
| 設　備 |  |  |  |  |  |  |
| 運転資金 |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

追加投資なし

６．流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条又は鉄道事業法第十八条に規定する協定を締結するときはその内容

該当なし

７．特定流通業務施設の整備に関する事項

1. 特定流通業務施設の内容（※設備の仕様については別添参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 区　分 |  |
| 所有者 |  |
| 所在地 |  |
| 敷地面積 |  |
| 社会資本等との位置関係 |  |
| 床面積（容積）※ | 荷さばき | m2 | (　　　　　m3) |
| 保管施設 | m2 | (　　　　　m3) |
| 流通加工施設 | m2 | (　　　　　m3) |
| その他の施設 | m2 |  |
| 合　　計 | m2 |  |
| 付設する流通効率化設備等の内容 |  |
| 免震・制震構造の有無（営業倉庫） |  |
| 災害対策の内容 |  |

※　貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫にあっては、容積を、貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（普通倉庫）にあっては、床面積を記入すること。

1. 貨物自動車運送事業の営業所、自動車車庫

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 営業所等の名称 |  |
| 営業所等の位置（土地・建物の所有者名） |  |
| 営業所等に配置する事業用自動車の数 |  |
| 自動車車庫の位置（土地・建物の所有者名） |  |
| 自動車車庫の収容能力 |  |
| 営業所等において行う業務内容 |  |

1. 特定流通業務施設の整備スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年　　　月 | 備 考 |
| 建設スケジュール　 |  |  |
| 土地利用・建設規制に係る許認可スケジュール |  |  |

８．流通業務総合効率化事業の実施区域

|  |  |
| --- | --- |
| 特定流通業務施設を設置する都道府県 | － |
| 輸送の発地となっている都道府県 | 埼玉県、鹿児島県 |
| 輸送の着地となっている都道府県 | 埼玉県、鹿児島県 |

９．中小企業流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

|  |  |
| --- | --- |
| 中小企業流通業務総合効率化事業 | それ以外の流通業務総合効率化事業 |
| － | ○ |

１０．　貨客運送効率化事業の該当有無と、該当時の関係地方公共団体

|  |  |
| --- | --- |
| 貨客運送効率化事業 | 関係地方公共団体 |
| － | － |

１１．認定により適用を希望する支援措置

　・モーダルシフト等推進事業費補助金による運行経費の補助

１２．その他基本方針に適合する事項

本事業では、○×食品（株）と凸凹運輸（株）の間の受発注を完全に電子化することで、事務に係る省力化を図りました。また、パレタイズを標準化することで、荷役に係る省力化を実現しました。さらに、○×食品（株）の在庫量及び受注予測を凸凹運輸（株）に開示することで、凸凹運輸（株）の人員を効率的に手配出来るようになりました。加えて、輸送距離が短縮されることにより、女性・高齢者等の多様な人材を積極的に採用することが可能となりました。

１３．備考

　該当なし